

平成 24 年 7 月 31 日

各 位

会 社 名 セガサミーホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長
里 見 治
(コード番号 6460 東証第一部)
問 合 せ 先 グループ代表室長兼グループコミュニケーション室長
新 谷 省 二
(電話番号 03-6215-9955)

当社取締役に対するストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 6 月 19 日開催の当社第 8 期定時株主総会決議に基づき、本日開催の当社取締役会において、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由
当社グループ全体業績向上に向けた意欲や士気を高めるとともに、株主と株価を意識した経営を推進することを目的とする。
2. 新株予約権の名称
セガサミーホールディングス株式会社 2012 年 9 月発行新株予約権（取締役用）
3. 新株予約権の総数
2,500 個
4. 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないものとする。
5. 新株予約権の目的である株式の種類および数
普通株式 250,000 株とする。なお、新株予約権 1 個当たりの目的である株式数は 100 株とする。
また、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、対象株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産の新株予約権 1 個当たりの金額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る株式数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた価額とし、これにより生じた 1 円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権の割当

日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が合併、募集株式の発行、会社分割、株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

7. 新株予約権の割当日

平成 24 年 9 月 1 日

8. 新株予約権の権利行使期間

平成 26 年 9 月 2 日から平成 28 年 9 月 1 日まで

9. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役および従業員その他これに準ずる地位にあることを有する。ただし、任期満了による退任その他これに準ずる正当な理由のある場合はこの限りでない。
- (2) その他の権利行使の条件は、当社取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、かかる計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

また、新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 新株予約権の譲渡制限

譲渡により新株予約権を取得するときは、当社取締役会の承認を要する。

12. 新株予約権の取得に関する事項

当社は、当社の株主総会において、当社が吸収合併消滅会社または新設合併消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が分割会社となる分割契約書もしくは分割計画承認の議案、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画承認の議案が承認され、かつ、当社が当社取締役会決議により新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に新株予約権を無償で取得することができる。

13. 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	5 名	2,500 個
-------	-----	---------

14. 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

当社と対象者との間で締結する新株予約権引受契約書に定めるところによる。

以上